

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和4年7月14日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府舞鶴市宇余部下1190番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 海上自衛隊舞鶴地方総監 下 淳 一 電話 0773 - 62 - 2250					
主たる業種	国の行政機関	細分類番号	9   7   3   1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	老朽設備の更新、省エネ対策の徹底等により、省エネ目標を達成していく。						
計画を推進するための体制	管理部長を委員長とする省エネ推進委員会を実施し、燃料、電気等の使用実績を共有した上で、どのような省エネ対策を行うか等を検討する。また節電について継続的に周知を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,716.3 トン	3,530.7 トン	3,491.2 トン	3,469.0 トン	28.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,192.7 トン	3,530.7 トン	3,491.2 トン	3,469.0 トン	9.5 パーセント	
	目標の根拠	基準値から、毎年2%ずつの削減を計画(令和4年度末までに、基準値から5.88%の削減を計画)					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 ( 建物延床面積×1/100㎡ )	6.27	8.15	8.06	8.01	28.76 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	基準値から、毎年2%ずつの削減を計画(令和4年度末までに、基準値から5.88%の削減を計画)				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		93.0 パーセント	93.0 パーセント	93.0 パーセント	93.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	節電等の省エネ対策を行うとともに、空調及び照明設備の更新を行う。また、冬期の暖房開始温度の調整を行う。					
	(3)年度	節電を行うとともに、空調及び照明設備の更新を行う。					
	(4)年度	節電を行うとともに、空調及び照明設備の更新を行う。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	環境面のみならず健康面からも自動車の使用を控えることの意義を教育し、各人が自発的に車の使用を控えるように努める。					
	上記の措置を採用する理由	遠距離通勤の隊員もおり、一概に控えさせることは困難なため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	節電等の省エネ対策を行うとともに、老朽設備の更新、冬期の暖房開始温度の調整等を行うことで、二酸化炭素排出量の削減に努めている。						
特記事項	令和4年3月30日 代表者変更(伊藤 弘 → 下 淳一)						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。